

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
136	<p><u>第1編 総論</u> 第2章 予想される災害 12-3 2 危険度の概要 略 (3) 地震動・液状化等による建物被害 想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする<u>18</u>市町(東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市)を対象に試算した。 略</p>	<p><u>第1編 総論</u> 第2章 予想される災害 12-3 2 危険度の概要 略 (3) 地震動・液状化等による建物被害 想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする<u>14</u>市町(東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市)を対象に試算した。 略</p>
138	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 13-1 県 略 <u>(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</u> <u>(8) 東海地震に関連する情報</u>（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震観測情報」）、警戒宣言、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 <u>(9) 避難の勧告又は指示に関する事項</u> <u>(10) 水防その他の応急措置</u> <u>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</u> <u>(12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</u> <u>(13) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</u> <u>(14) 緊急輸送の確保</u> <u>(15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</u> <u>(16) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</u> <u>(17) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</u> 略</p>	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 13-1 県 略 <u>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</u> <u>(8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</u> <u>(9) 東海地震に関連する情報</u>（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震観測情報」）、警戒宣言、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 <u>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</u> <u>(11) 避難の勧告又は指示に関する事項</u> <u>(12) 水防その他の応急措置</u> <u>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</u> <u>(14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</u> <u>(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</u> <u>(16) 緊急輸送の確保</u> <u>(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</u> <u>(18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</u> <u>(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</u> 略</p>
141	<p>13-3 防災関係機関 2 指定公共機関 略 (3) <u>日本郵政公社東海支社</u> ア 郵政事業の運営に関すること。 イ 施設等の被災防止に関すること。 ウ 利用者の避難誘導に関すること。</p>	<p>13-3 防災関係機関 2 指定公共機関 略 (3) <u>郵便事業株式会社東海支社</u> ア 郵便事業の運営に関すること。 イ 施設等の被災防止に関すること。 ウ 利用者の避難誘導に関すること。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
145	<p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDDI株式会社 略</p> <p>第2編 平常時対策 第1章 防災思想の普及 21-1 県 1 県職員に対する教育 略</p> <p>(9) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>(10) 地震対策の課題その他必要な事項 上記のうち、(6)から(8)については、年度当初に各室・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。 なお、上記のほか、県警察本部は、「静岡県警察大震災警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>(4) 郵便局株式会社東海支社 ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。 イ 施設等の被災防止に関すること。 ウ 利用者の避難誘導に関すること。</p> <p>(5) 日本銀行 略</p> <p>(6) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(7) 日本放送協会 略</p> <p>(8) 中日本高速道路株式会社 略</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(11) 日本通運株式会社 略</p> <p>(12) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(13) 電源開発株式会社 略</p> <p>(14) KDDI株式会社 略</p> <p>第2編 平常時対策 第1章 防災思想の普及 21-1 県 1 県職員に対する教育 略</p> <p>(9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>(10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>(11) 地震対策の課題その他必要な事項 上記のうち、(6)から(8)については、年度当初に各室・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。 なお、上記のほか、県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
146	<p>3 県民に対する防災思想の普及 略</p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略</p> <p>(ウ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</p> <p>(カ) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 (キ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 (ク) 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識 (ケ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 (コ) 住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 (サ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 (シ) 避難生活に関する知識 (ス) 災害時要援護者への配慮 (セ) 安否情報の確認のためのシステム 略</p>	<p>3 県民に対する防災思想の普及 略</p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略</p> <p>(ウ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</p> <p>(カ) <u>緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</u> (キ) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 (ク) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 (ケ) 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識 (コ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 (サ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具等の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備 (シ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 (ス) 避難生活に関する知識 (セ) 災害時要援護者への配慮 (ソ) 安否情報の確認のためのシステム 略</p>
147	<p>(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育 県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p> <p>(7) 相談窓口等 略 建物等に関する事項…建築安全推進室、各土木事務所<u>建築住宅課</u> 略</p>	<p>(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育 県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、<u>緊急地震速報を受信した時</u>及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p> <p>(7) 相談窓口等 略 建物等に関する事項…建築安全推進室、各土木事務所 <u>(建築住宅課又は都市計画課)</u> 略</p>
147	<p>第2章 自主防災活動 計画作成の主旨 さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。 略</p>	<p>第2章 自主防災活動 計画作成の主旨 さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。 <u>また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</u> 略</p>
148	<p>22-1 県民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項 略</p>	<p>22-1 県民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	(8) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。）	(8) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。）
	略	<u>(9) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</u> 略
150	22-3 県、市町の指導及び助成 5 組織活動の促進 市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の <u>充実化を促進する。</u>	22-3 県、市町の指導及び助成 5 組織活動の促進 市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の <u>充実を図る。</u>
	略	略
151	22-5 事業所等の果たすべき役割 2 事業所の防災力向上の促進 県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。	22-5 事業所等の果たすべき役割 2 事業所の防災力向上の促進 県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 <u>県は、国のガイドラインを踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。</u>
	略	略
151	第3章 地震防災訓練の実施 23-1 県 1 防災訓練の内容 県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。 訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。	第3章 地震防災訓練の実施 23-1 県 1 防災訓練の内容 県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。 訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、 <u>訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。</u>
	略	略
	(1) 総合防災訓練 略 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 (追加) カ 交通規制その他の社会秩序の維持 キ 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ク 消防、水防活動 ケ 救援活動 コ 救出・救助 サ 医療救護 シ 避難生活 ス 道路啓開	(1) 総合防災訓練 略 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 <u>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</u> キ 交通規制その他の社会秩序の維持 ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助 シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
152	<p>セ 航空偵察 ソ 応急復旧 略</p> <p>23-2 市町 (1) 総合防災訓練 略 (追加) オ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 カ 消防、水防活動 キ 救出・救助 ク 避難生活 ケ 道路啓開 コ 応急復旧 略</p>	<p>ソ 航空偵察 タ 応急復旧 略</p> <p>23-2 市町 (1) 総合防災訓練 略 オ <u>緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</u> カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧 略</p>
159	<p>第4章 地震災害予防対策の推進 24-11 生活の確保 3 医療救護 略 (2) 市町が実施すべき事項 略 エ 応援医師の要請、<u>重病患者</u>の搬出等の広域対応策を作成する。 略</p>	<p>第4章 地震災害予防対策の推進 24-11 生活の確保 3 医療救護 略 (2) 市町が実施すべき事項 略 エ 応援医師の要請、<u>重症患者</u>の搬出等の広域対応策を作成する。 略</p>
165	<p><u>第3編 地震防災施設緊急整備計画</u> 第1章 地震防災施設整備方針 31-6 災害応急対策用施設等の整備 1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備 飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備及びトイレ施設の整備を図る。 略</p>	<p><u>第3編 地震防災施設緊急整備計画</u> 第1章 地震防災施設整備方針 31-6 災害応急対策用施設等の整備 1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備 飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。 略</p>
168	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画 32-4 コンビナート災害の防止 (1) 事業の目的 清水石油コンビナート等特別防災区域に緩衝緑地を設置し、市街地の安全性の向上を図る。 (2) 整備の水準 コンビナート地区における災害から、市街地の安全を確保するために、タンクの耐震化、地盤の改良、防油堤の増強等の安全対策をすすめるとともに、一層の安全性を期して緩衝緑地を整備する。</p>	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画 (削除)</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新						
	<p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="296 336 1513 451"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩衝緑地整備 (公園事業)</td> <td></td> <td>国、県及び地元関係機関と調整の上、全体計画及び実施計画を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業概要	備 考	緩衝緑地整備 (公園事業)		国、県及び地元関係機関と調整の上、全体計画及び実施計画を検討する。	
事業名	事業概要	備 考						
緩衝緑地整備 (公園事業)		国、県及び地元関係機関と調整の上、全体計画及び実施計画を検討する。						
169	32-5 防災上重要な建物の整備 略	32-4 防災上重要な建物の整備 略						
170	32-6 災害の防止事業 略	32-5 災害の防止事業 略						
173	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、<u>地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。</u>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画に続き、現在は平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画を実施中である。</p> <p>略</p>	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、<u>地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震対策アクションプログラム 2006」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</u>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画に続き、現在は平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画を実施中である。</p> <p>略</p>						
178	<p>33-5 災害の防止事業</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>2 津波による災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>略</p> <p><u>津波・高潮危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設や津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査といったソフト系の対策を実施する。</u></p> <p>略</p>	<p>33-5 災害の防止事業</p> <p>1 土砂災害の防止</p> <p>2 津波による災害の防止</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>略</p> <p><u>津波・高潮危機管理対策は、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策の促進により、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設、津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査などの対策を実施する。</u></p> <p>略</p>						
181	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>41-1 県</p> <p>【東海地震注意情報発表時等】</p> <p>1 防災体制の確保</p> <p>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集態勢により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</p>	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>41-1 県</p> <p>【東海地震注意情報発表時等】</p> <p>1 防災体制の確保</p> <p>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</p>						

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
182	<p>2 主な業務内容 東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有化 略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>2 職員動員及び配備 略</p> <p>(2) 本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員及び各部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。</p> <p>(3) 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</p> <p>(4) それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。 略</p>	<p>2 主な業務内容 東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有 略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>2 職員動員及び配備 略</p> <p>(2) 本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。</p> <p>(3) 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</p> <p>(4) それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。 略</p>
185	<p>41-3 防災関係機関 【東海地震注意情報発表時】 略</p> <p>1 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有化 略</p> <p>41-3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】</p> <p>2 指定公共機関 略</p> <p>(3) <u>日本郵政公社東海支社</u> ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便貯金業務の取り扱いの一部を一時停止する旨の広報 エ 簡易保険業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 オ 郵便物等の被災防止</p> <p>(4) <u>日本銀行</u> 略</p> <p>(5) <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 略</p> <p>(6) <u>日本放送協会</u> 略</p> <p>(7) <u>中日本高速道路株式会社</u></p>	<p>41-3 防災関係機関 【東海地震注意情報発表時】 略</p> <p>1 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 略</p> <p>41-3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】</p> <p>2 指定公共機関 略</p> <p>(3) <u>郵便事業株式会社東海支社</u> ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物等の被災防止</p> <p>(4) <u>郵便局株式会社東海支社</u> ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 施設等の被災防止</p> <p>(5) <u>日本銀行</u> 略</p> <p>(6) <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 略</p> <p>(7) <u>日本放送協会</u> 略</p> <p>(8) <u>中日本高速道路株式会社</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</p> <p>略</p> <p>(10) 日本通運株式会社</p> <p>略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社</p> <p>略</p> <p>(12) 電源開発株式会社</p> <p>略</p> <p>(13) KDDI株式会社</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</p> <p>略</p> <p>(11) 日本通運株式会社</p> <p>略</p> <p>(12) 東京電力株式会社、中部電力株式会社</p> <p>略</p> <p>(13) 電源開発株式会社</p> <p>略</p> <p>(14) KDDI株式会社</p> <p>略</p>
188	<p>第2章 情報活動</p> <p>42-1 県</p> <p>4 防災関係機関の有機的連携の推進</p> <p>略</p> <p>(2) 県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。</p> <p>略</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>42-1 県</p> <p>4 防災関係機関の有機的連携の推進</p> <p>略</p> <p>(2) 県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。</p> <p>略</p>
189	<p>第3章 広報活動</p> <p>43-1 県</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>略</p> <p>ウ その他の広報媒体</p> <p>(ア) 印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</p> <p>(イ) その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置</p> <p>略</p>	<p>第3章 広報活動</p> <p>43-1 県</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>略</p> <p>ウ その他の広報媒体</p> <p>(ア) 印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</p> <p>(イ) その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</p> <p>略</p>
191	<p>第4章 自主防災活動</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>略</p> <p>5 東海地震注意情報発表時に、津波・山崖崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援</p>	<p>第4章 自主防災活動</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>略</p> <p>5 東海地震注意情報発表時に、津波・山崖崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を<u>確保</u></p> <p>略</p>	<p>護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を<u>確保する。</u></p> <p>略</p>
192	<p>第5章 緊急輸送活動 45-1 県 3 輸送体制の確立 (1) 輸送の方法 ア 陸上輸送 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 また、国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部<u>総括部対策班交通誘導</u>係の要員を派遣する。</p> <p>略</p>	<p>第5章 緊急輸送活動 45-1 県 3 輸送体制の確立 (1) 輸送の方法 ア 陸上輸送 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 また、国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部<u>方面本部総括班交通誘導</u>係の要員を派遣する。</p> <p>略</p>
193	<p>第6章 自衛隊の支援 1 国の現地警戒本部等に対する要請 知事は、国の現地警戒本部又は<u>防衛庁</u>に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、依頼する業務は次のとおりである。</p> <p>略</p>	<p>第6章 自衛隊の支援 1 国の現地警戒本部等に対する要請 知事は、国の現地警戒本部又は<u>防衛省</u>に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、依頼する業務は次のとおりである。</p> <p>略</p>
195	<p>第7章 避難活動 47-1 避難対策 3 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p>(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法 市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去<u>の確認を行う</u>とともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。</p> <p>略</p>	<p>第7章 避難活動 47-1 避難対策 3 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p>(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法 市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去<u>を確認する</u>とともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。</p> <p>略</p>
196	<p>第8章 社会秩序を維持する活動 1 予想される混乱</p> <p>略</p> <p>(3) 電話の<u>輻輳</u></p> <p>略</p>	<p>第8章 社会秩序を維持する活動 1 予想される混乱</p> <p>略</p> <p>(3) 電話の<u>ふくそう</u></p> <p>略</p>
205	<p>第12章 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置 【東海地震注意情報発表時】 4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p>	<p>第12章 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置 【東海地震注意情報発表時】 4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>平常どおり一般通話を確保する。ただし、<u>輻輳</u>等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。</p> <p>略</p> <p>6 市中金融</p> <p>金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</p>	<p>平常どおり一般通話を確保する。ただし、<u>ふくそう</u>等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。</p> <p>略</p> <p>6 市中金融</p> <p>金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</p>
206	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p> <p>(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じて一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）</p> <p>(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じて一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、<u>災害用ブロードバンド伝言板web171</u>及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p>
207	<p>略</p> <p>6 市中金融</p> <p>略</p> <p>(2) <u>郵政事業の運営</u></p> <p>ア <u>警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。</u></p> <p><u>なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いを行う。</u></p> <p>イ <u>郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。</u></p> <p>ウ <u>警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。</u></p> <p>エ <u>警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常どおりの業務の取扱いを行う。</u></p> <p>(3) <u>保険会社及び証券会社の営業</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>6 市中金融</p> <p>略</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>保険会社及び証券会社の営業</u></p> <p>略</p>
213	<p>第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項</p> <p>略</p> <p>(2) 学校</p> <p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている<u>施設は、</u>避難者の受入方法等</p> <p>略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>略</p>	<p>第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項</p> <p>略</p> <p>(2) 学校</p> <p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている<u>施設における</u>避難者の受入方法等</p> <p>略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項 略</p> <p>(2) 学校 ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等 略</p>	<p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項 略</p> <p>(2) 学校 ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 略</p>
215	<p>第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動 51-1 県 2 職員動員及び配備 略</p> <p>(2) 本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員及び各部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 (3) 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 略</p>	<p>第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動 51-1 県 2 職員動員及び配備 略</p> <p>(2) 本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 (3) 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 略</p>
218	<p>51-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略</p> <p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 （追加） (17) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>オ <u>流出油等</u>その他船舶交通の障害となる物の除去 略</p>	<p>51-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略</p> <p>(16) 東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ <u>必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> (17) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>オ <u>排出油等</u>その他船舶交通の障害となる物の除去 略</p>
219	<p>2 指定公共機関 略</p> <p>(3) <u>日本郵政公社東海支社</u> 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、<u>郵政事業</u>に係る災害特別事務取及び救護対策の実施 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分</p>	<p>2 指定公共機関 略</p> <p>(3) <u>郵便事業株式会社東海支社</u> 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、<u>郵便事業</u>に係る災害特別事務取及び救護対策の実施 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>オ 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</p> <p>カ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>キ 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動</p> <p>ク 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 ア 医療、助産及び死体処理に関する応急救援 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤルサービス及びiモード災害用伝言板サービスの提供</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDDI株式会社 略</p>	<p>(4) 郵便局株式会社東海支社 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(5) 日本銀行 略</p> <p>(6) 日本赤十字社静岡県支部 ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援 略</p> <p>(7) 日本放送協会 略</p> <p>(8) 中日本高速道路株式会社 略</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用「<u>ポッドキャスト</u>」伝言板web171及びiモード災害用伝言板サービスの提供</p> <p>(11) 日本通運株式会社 略</p> <p>(12) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(13) 電源開発株式会社 略</p> <p>(14) KDDI株式会社 略</p>
220	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>52-1 基本方針</p> <p>1 県、市町間の情報活動の緊密化</p> <p>(2) 情報活動の緊密化のため警察署は、<u>方面本部</u>及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。</p> <p>略</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>52-1 基本方針</p> <p>1 県、市町間の情報活動の緊密化</p> <p>(2) 情報活動の緊密化のため警察署は、<u>方面本部（同所を管轄する警察署のみ）</u>及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。</p> <p>略</p>
220	<p>52-2 情報の内容等</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震情報等の受理、伝達、周知</p> <p>ア 国（気象庁）から伝達される地震情報、気象情報、警報等（以下「地震情報等」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は災害対策室直通無線電話及び有線</p>	<p>52-2 情報の内容等</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震情報等の受理、伝達、周知</p> <p>ア 国（気象庁）から伝達される地震情報、気象情報、警報等（以下「地震情報等」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は<u>防災局</u>）で受理する。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
	電話)で受理する。 イ 市町及び防災関係機関に対する地震情報等の伝達は防災行政無線を中心に行う。 ウ 地震情報等は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 略	イ 市町及び防災関係機関に対する地震情報等の伝達は防災行政無線を中心に行う。 ウ 地震情報等は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 エ <u>必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> 略																																				
223	第2章 情報活動 52-5 報告及び要請事項の処理 1 国及び防災関係機関に対する報告及び要請 略 (消防庁応急対策室) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~17:45)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> 2 災害対策本部に対する報告及び要請 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~17:45)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> 略		電 話	F A X	平日 (9:30~17:45)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553		電 話	F A X	平日 (9:30~17:45)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	第2章 情報活動 52-5 報告及び要請事項の処理 1 国及び防災関係機関に対する報告及び要請 略 (消防庁応急対策室) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:30)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7789</td> </tr> </tbody> </table> 2 災害対策本部に対する報告及び要請 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:30)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7789</td> </tr> </tbody> </table> 略		電 話	F A X	平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7789		電 話	F A X	平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7789
	電 話	F A X																																				
平日 (9:30~17:45)	03-5253-7527	03-5253-7537																																				
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																																				
	電 話	F A X																																				
平日 (9:30~17:45)	03-5253-7527	03-5253-7537																																				
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																																				
	電 話	F A X																																				
平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537																																				
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7789																																				
	電 話	F A X																																				
平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537																																				
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7789																																				
230	第5章 広域応援活動 55-2 自衛隊の支援 1 自衛隊の災害派遣の要請 (2) 派遣要請手続 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 略	第5章 広域応援活動 55-2 自衛隊の支援 1 自衛隊の災害派遣の要請 (2) 派遣要請手続 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地 <u>第一航空団司令</u> に対して、要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 略																																				
240	第9章 交通の確保対策 59-1 陸上交通の確保 <u>1 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置</u> 略	第9章 交通の確保対策 59-1 陸上交通の確保 <u>1 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置</u> (1) <u>ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</u> (2) <u>急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</u> (3) <u>大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</u> <u>2 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置</u> 略																																				

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p><u>2</u> 情報の収集 略</p> <p><u>3</u> 陸上交通確保の基本方針 (1) 県公安委員会は、<u>緊急輸送路</u>について優先的にその機能を確保するため<u>原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。</u> 略</p> <p><u>4</u> 交通規制の実施 略</p> <p><u>5</u> 道路交通確保の措置 略</p> <p><u>6</u> 緊急通行車両の確認等 略</p> <p><u>7</u> 鉄道確保の措置 略</p>	<p><u>3</u> 情報の収集 略</p> <p><u>4</u> 陸上交通確保の基本方針 (1) 県公安委員会は、<u>緊急交通路</u>について優先的にその機能を確保するため一般車両の通行を禁止又は制限する。 略</p> <p><u>5</u> 交通規制の実施 略</p> <p><u>6</u> 道路交通確保の措置 略</p> <p><u>7</u> 緊急通行車両の確認等 略</p> <p><u>8</u> 鉄道確保の措置 略</p>
243	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-2 給水活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</p> <p>(2) 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</p> <p>(3) 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。</p>	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-2 給水活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</p> <p>(2) 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</p> <p>(3) 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。</p> <p>(4) 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、一般対策編による。</p>
243	<p>2 市町</p> <p>(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</p> <p>(2) 市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア 給水を必要とする人員</p> <p>イ 給水を必要とする期間及び給水量</p> <p>ウ 給水する場所</p> <p>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</p> <p>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</p> <p>(3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</p> <p>(4) 地震発生後約8日を目標に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</p> <p>(5) 「災害救助法」に基づく飲料水の供給に係る応急救助の実施の程度等は、一般対策編による。</p>	<p>2 市町</p> <p>(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</p> <p>(2) 市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア 給水を必要とする人員</p> <p>イ 給水を必要とする期間及び給水量</p> <p>ウ 給水する場所</p> <p>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</p> <p>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</p> <p>(3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</p> <p>(4) 地震発生後約8日を目標に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
244	<p>略</p> <p>510-4 医療救護活動</p> <p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <p>(1) 救護所</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) <u>「トリアージ」</u></p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死体の検案</u></p> <p>略</p> <p>(2) 救護病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死体の検案</u></p> <p>略</p> <p>(3) 仮設救護病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死体の検案</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>510-4 医療救護活動</p> <p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <p>(1) 救護所</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>(ア) <u>トリアージ</u></p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死亡の確認</u></p> <p>略</p> <p>(2) 救護病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死亡の確認</u></p> <p>略</p> <p>(3) 仮設救護病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>略</p> <p>(エ) <u>死亡の確認</u></p> <p>略</p>
246	<p>6 日本赤十字社静岡県支部の活動</p> <p>(1) 医療救護班の派遣</p> <p>ア 医療救護班の派遣</p> <p>略</p> <p>(イ) 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び<u>死体</u>の処理等の応援を行う。</p> <p>略</p>	<p>6 日本赤十字社静岡県支部の活動</p> <p>(1) 医療救護班の派遣</p> <p>ア 医療救護班の派遣</p> <p>略</p> <p>(イ) 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び<u>遺体</u>の処理等の応援を行う。</p> <p>略</p>
251	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-10 応急住宅の確保</p> <p>3 市町</p> <p>略</p> <p>(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p> <p>ア 市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>略</p> <p>(イ) 住宅応急修理の場合</p> <p>① 被害世帯数（半焼、半壊）</p>	<p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-10 応急住宅の確保</p> <p>3 市町</p> <p>略</p> <p>(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p> <p>ア 市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>略</p> <p>(イ) 住宅応急修理の場合</p> <p>① 被害世帯数（半焼、半壊）</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
252	<p>② 修理を必要とする住宅の戸数</p> <p>③ <u>修理を必要とする資機材</u>の品目及び数量</p> <p>略</p> <p>第11章 学校における災害応急対策及び応急教育 計画作成の主旨</p> <p>小・中・高・<u>盲・聾・養護</u>学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</p> <p>略</p>	<p>② 修理を必要とする住宅の戸数</p> <p>③ <u>修理に必要な資機材</u>の品目及び数量</p> <p>略</p> <p>第11章 学校における災害応急対策及び応急教育 計画作成の主旨</p> <p>小・中・高・<u>特別支援</u>学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</p> <p>略</p>
254	<p>第12章 被災者の生活再建等への支援</p> <p>512-2 実施事項</p> <p>1 県又は市町が実施する事項</p> <p>(1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合の<u>あつせん。</u></p> <p>(2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p> <p>(3) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け。</p> <p>(4) 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付等</p>	<p>第12章 被災者の生活再建等への支援</p> <p>512-2 実施事項</p> <p>1 県又は市町が実施する事項</p> <p>(1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合の<u>あつせん</u></p> <p>(2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
255	<p>第13章</p> <p>513-2 警察通信無線</p> <p>2 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。</p> <p>なお、無線の運用の詳細は「<u>静岡県警察大震災警備基本計画</u>」に定める。</p>	<p>第13章</p> <p>513-2 警察通信無線</p> <p>2 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。</p> <p>なお、無線の運用の詳細は「<u>静岡県警察震災等警備基本計画</u>」に定める。</p>
258	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>514-4 通信</p> <p>1 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社</p> <p>(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。</p> <p>ア <u>臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等の運用、臨時公衆電話の設置</u></p> <p>イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。</p> <p>ウ <u>防災関係機関が設置する通信網との連携協力</u></p> <p>略</p>	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>514-4 通信</p> <p>1 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社</p> <p>(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。</p> <p>ア <u>臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</u></p> <p>イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、<u>災害用プロトバント伝言板web171</u>サービスを提供する。</p> <p>ウ <u>防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</u></p> <p>略</p>
264	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>61-4 防災関係機関</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) <u>日本郵政公社東海支社</u></p>	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>61-4 防災関係機関</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) <u>郵便事業株式会社東海支社</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ <u>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</u> エ <u>民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座の寄附金の公募・配分</u> オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資に関すること。</p> <p>(4) 日本銀行 略 (5) 日本赤十字社静岡県支部 略 (6) 日本放送協会 略 (7) 中日本高速道路株式会社 略 (8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略 (9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略 (10) 日本通運株式会社 略 (11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略 (12) 電源開発株式会社 略</p>	<p>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ <u>被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> エ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> (削除) (削除) (4) <u>郵便局株式会社東海支社</u> <u>可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> (5) 日本銀行 略 (6) 日本赤十字社静岡県支部 略 (7) 日本放送協会 略 (8) 中日本高速道路株式会社 略 (9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略 (11) 日本通運株式会社 略 (12) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略 (13) 電源開発株式会社 略</p>
273	<p>第8章 被災者の生活再建支援 68-2 災害弔慰金等の支給 2 県 (1) <u>市町の災害弔慰金の支給状況の把握</u> ア 市町が実施する災害弔慰金と災害障害見舞金の重複支給や支給漏れを防ぐため、市町の支給状況を把握する。 イ 他県に対し、死亡者・遺族の把握及び災害弔慰金や災害障害見舞金の支給状況を報告するよう依頼する。 (2) 災害弔慰金給付審査委員会（仮称）の設置 災害弔慰金と災害障害見舞金の給付に関し、死因と災害の因果関係を調査し判定を行う医師、弁護士等を委員とする災害弔慰金給付審査委員会を、必要に応じ設置する。 略</p>	<p>第8章 被災者の生活再建支援 68-2 災害弔慰金等の支給 2 県 (1) <u>災害弔慰金等の支給状況の把握</u> ア 市町が実施する災害弔慰金と災害障害見舞金の支給状況を把握する。 イ 他県に対し、死亡者・遺族の把握及び災害弔慰金や災害障害見舞金の支給状況を報告するよう依頼する。 (2) 災害弔慰金給付審査委員会（仮称）の設置 災害弔慰金と災害障害見舞金の給付に関し、死因と災害の因果関係を調査し判定を行う医師、弁護士等を委員とする災害弔慰金給付審査委員会を、必要に応じ設置する。 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
274	<p>68-4 雇用対策</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。</u></p>	<p>68-4 雇用対策</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。</u></p>
275	<p>2 県</p> <p>(1) 雇用状況の把握</p> <p>ア 県内の主要企業と業界団体に対し、<u>雇用調整の有無等について電話等によるヒアリング調査を実施し、雇用状況を把握する。</u></p> <p>イ 市町等のデータを定期的に集計し、県全体の雇用状況を把握する。</p> <p>(2) 事業者支援の実施</p> <p>ア 県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、<u>雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。</u></p> <p>イ <u>雇用調整助成金の申請を集中的に取り扱う臨時窓口を必要に応じ、設置する。</u></p> <p>(3) 離職者の生活支援の実施</p> <p>ア <u>離職者に雇用保険を給付する。</u></p> <p>イ <u>雇用保険は離職者の申請に基づき給付され、給付にあたっては事業主が発行する離職票が必要となるため、事業主と離職者の双方に制度の内容を周知する。</u></p> <p>ウ <u>給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要望する。</u></p> <p>(4) 再就職の支援</p> <p>離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。</p> <p>ア きめ細かな職業相談の実施</p> <p>イ 職業訓練、能力開発の実施</p> <p>ウ <u>特定求職者雇用開発助成金制度の活用</u></p> <p>エ 求人開拓の実施</p> <p>オ 合同就職説明会等の開催</p> <p>カ 公共事業を通じた雇用の場の確保</p> <p>3 市町</p> <p>(1) 相談業務の実施</p> <p>雇用に関する相談があった場合には、職業安定所に伝達する。</p> <p>略</p>	<p>2 県</p> <p>(1) 雇用状況の把握</p> <p>ア 県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。</p> <p>イ 市町等のデータを定期的に集計し、県全体の雇用状況を把握する。</p> <p>(2) 雇用維持の要請</p> <p>県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。</p> <p>(3) 再就職の支援</p> <p>離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。</p> <p>ア きめ細かな職業相談の実施</p> <p>イ 職業訓練、能力開発の実施</p> <p>ウ 求人開拓の実施</p> <p>エ 合同就職説明会等の開催</p> <p>オ 公共事業を通じた雇用の場の確保</p> <p>3 市町</p> <p>(1) 相談業務の実施</p> <p>雇用に関する相談があった場合には、<u>公共職業安定所に伝達する。</u></p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画素案検討用新旧対照表（原子力対策編）

ページ	旧	新
16	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>【略】</p> <p>(2) 県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>【略】</p> <p>(2) 県は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p>